

## シビル・ベテランズ&ボランティアズ会則

第一回改訂 2022年5月11日

(名称)

第1条 本会はシビル・ベテランズ&ボランティアズ（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の略称を CVV とする。

(目的)

第2条 本会は会員が持つ技術、知恵の継承に努めるとともに、培った経験をもとに土木技術に関する活動を行うことにより、社会貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は会員の自由意思により活動に参加することを尊重する。

2 本会は会員が「生きがい」や「やりがい」を感じる社会貢献活動を提供する。

3 本会は会員相互の親睦・交流ならびに情報交換の場を提供する。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- 1) 土木技術に関する広報活動
- 2) 土木技術に関する各種団体への支援活動
- 3) 土木技術に関する教育活動
- 4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は概ね60歳以上で本会の目的に賛同し、総会において承認されたものとする。ただし、60歳未満の者であっても、本会の趣旨に賛同し、総会において承認を得たものは会員とすることができる。なお、会員は年1,000円の会費を納入する。

(入退会)

第6条 前条会員として入退会する者は「入退会届」を提出しなければならない。

(会員資格の消滅)

第7条 本会会員が次の各号に該当する場合は総会の決議を経て登録を抹消することができる。

- 1) 会員との連絡が取れなくなった場合。
- 2) 会費を1年以上滞納したとき。
- 3) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- ・ 代表 1名
- ・ 幹事長 1名
- ・ 幹事 若干名
- ・ 会計幹事 1名
- ・ 監事 2名
- ・ 事務局長 1名

(役員の仕事)

第9条 代表は会務を総理しその業務を総括する。

- 2 幹事長、幹事は総会の決議等に基づき会務を執行する。
- 3 会計幹事は本会の財務及び会計事務をおこなう。
- 4 監事は本会の運営全般について監査をおこなう。

5 事務局長は本会の事務をおこなう。

(役員を選任と任期)

第 10 条 役員を選任方法は次のとおりとする。なお、役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- 1) 代表は本会会員の中から総会で選任する。
- 2) 幹事長は幹事の互選により選任する。
- 3) 幹事および会計幹事は代表が委嘱する。
- 4) 監事は本会会員の中から総会で選任する。
- 5) 事務局長は幹事の中から代表が指名する。

(役員解任)

第 11 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは総会の決議によりこれを解任することができる。

- 1) 心身の故障により職務を果たせないとき。
- 2) その他解任に相当する事項が生じたとき。

(総会)

第 12 条 本会の総会は会員を以って構成し、毎年 1 回開催する。ただし、必要が生じた際は臨時総会を開催することができる。

2 総会は次に掲げる事項について審議し、決定する。

- 1) 会則、事業等の改廃
- 2) 事業報告および決算報告
- 3) 事業計画および予算
- 4) 役員を選出および解任
- 5) 監査報告
- 6) その他本会の運営に関する重要事項

3 総会の議長は代表があたる。

4 総会は会員（委任状を含む）の半数以上の出席で成立し出席者の過半数で決議する。

(役員会)

第 13 条 役員会は代表が招集し、本会の業務の執行に関して決議する。

(事業年度)

第 14 条 本会の事業年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(事業計画および予算)

第 15 条 代表は毎事業年度、事業計画書、収支予算書を作成し、総会において承認を得なければならない。

(事業報告および決算)

第 16 条 代表は毎事業年度終了後、速やかに事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て総会において承認を得なければならない。

(事務局)

第 17 条 本会の事務局を株式会社社会システム総合研究所大阪事務所（大阪市西区江戸堀 1-22-4）内に置く。

(会計)

第 18 条 本会の経費は会員の会費と本会が認めた会員外の個人、団体からの寄付、助成等を充てる。

- 2 本会の会計年度は事業年度と同じとする。
- 3 会計口座の住所は会計幹事の住所とする。

(会友)

第 19 条 代表は本会の活動の趣旨に賛同する個人が申し出たときは会友として登録することができる。

- 2 会友は本会の活動・事業に参加することができる。

(その他)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

- 2 本会の設立日は平成 11 年 1 月 1 日とする。

附則この会則は平成 30 年 6 月 16 日から施行する。